

(第一類 第四号)

第二回國會議員會議錄第四十九号

昭和二十三年七月三日(土曜日)

午後三時零分開議

出席委員

委員長 井伊 誠一君

理事 長作君 理事 石川金次郎君

理事 八並 達雄君 理事 昌三君

花村 四郎君 松本 弘君

池谷 信一君 石井 繁九君

猪俣 浩三君 榎原 千代君

中村 俊夫君 大島 多蔵君

酒井 俊雄君

出席政府委員

法務行政長官 佐藤 藤三君

法務廳事務官 岡咲 勉一君

委員外の出席者

最高裁判所事務官 角木 克巳君

専門調査員 村 教三君

専門調査員 小本 貞二君

本日會議に付した事件

少年法を改正する法律案(内閣提出)

(第一五八号)

少年院法案(内閣提出)(第一七八号)

請願

一 龜山町に津地方裁判所支部、津

地方檢察廳支部及び津司法事務

局出張所設置の請願(田中久雄

君紹介)(第四六号)

二 恩蔵に関する請願(庄司一郎君

紹介)(第一八五号)

三 岩井町に簡易裁判所及び檢察廳

設置の請願(庄司修男君紹介)

(第六一五号)

四 輕犯罪法制定に関する請願(林

百郎君紹介)(第六七五号)

五 兒島市に簡易裁判所設置の請願

(多賀安郎君外一名紹介)(第七

二二二号)

六 戶籍關係事務費國庫負担の請願

外一件(小川半次君紹介)(第七

四七号)

七 戶籍事務官吏を官吏に任用の請

願(今村忠助君紹介)(第八二三

号)

八 鹿兒島市に高等裁判所支部設置

の請願(上林山榮吉君紹介)(第

八七五号)

九 宮崎市に高等裁判所支部設置の

請願(川野芳滿君紹介)(第九六

九号)

一〇 輕犯罪法制定に関する請願(星

島二郎君外二名紹介)(第九七五

号)

一一 釧路市に高等裁判所支部及び高

等檢察廳支部設置の請願(伊藤

郷一君外一名紹介)(第九八〇

号)

一二 伊丹市に拘留所支所設置の請願

外一件(後藤悦治君外一名紹介)

(第二三八号)

一三 森通に対する男女同罰の刑法制

定に関する請願(坂東幸太郎君

紹介)(第二二五二号)

(筆記)

○井伊委員長 前回に引き続き請願の

審査をいたします。先ず日程第八、鹿

兒島市に高等裁判所支部設置の請願、

請願文書表第八七五号を議題といたし

ます。紹介議員の御説明を願います。

○上林山榮吉君 紹介議員として御説

明申し上げます。今回政府におかれて

は、裁判所法第三十二條第一項に規定

する高等裁判所支部を設置せられるこ

とになりましたが、その内一部をせひ

とも鹿兒島市に御設置くださるよう

陳情申し上げる次第であります。

その理由といたしましては、鹿兒島

縣は御承知のごとく、九州の最南端に

わゆる三十八度線をもつて國境に位す

る三市百十五箇村人口百七十四万を算

する大縣であります。なかんずく鹿兒

島市は、空襲によつて灰燼に帰したと

はいえその復興はめざましく、今や西

日本の雄都とし、はたまた観光鹿兒島

として、大きくクローズ・アップして

きたのであります。

しかし九州各管内の高等裁判所へ

の控訴事件数を比較致しますと、第

五位にあるのであります。これは被

告人が現に控訴の意思を多分に有する

にもかかわらず、交通不便のために、

経済的打撃を顧慮してやむなく控訴を

断念するものが、大半を占むるのゆゑ

で、これを鹿兒島市において直接控訴

審の審判を受けることが出来ますなら

ば、控訴件数は、著しく増大するもの

と思考するのであります。かくてこ

そ、初めて新憲法の精神にも副い得る

ものと信ずる次第であります。

なお当弁護士会は会員六十数名を有

する九州管内でも有数のものでありま

して、支部設置については、全員総力

をあげて考究せられ、現鹿兒島地方裁

判所敷地の換地問題についても、裁判

所、檢察廳と協力せられ、支部設置等

も予想せられて、元敷地に劣らない一

等地を得られたのであります。また支

部設置実現致しますれば、これに要し

まする廳舎並びに職員官舎等の設備

につきましては、縣庁合同の上御要求

に依ずる態勢を整えるよう計画中であ

ります。

以上鹿兒島縣議會一致の請願であり

ますゆゑ何とぞ御採択くださるよう御

願ひ申し上げます。

○岡崎政府委員 ただいま御申立の鹿

兒島市に高等裁判所支部設置の請願、

御趣旨は政府として十分承知いたしま

した。支部設置の権限は、最高裁判所

にありますので、最高裁判所にお伝

えいたします。さよう御承知くださ

い。何分の御援助をお願いいたしま

す。

○角本説明員 裁判所側といたしまし

ては、早速現地調査をいたしまして、

すでに資料も整い、近き將來九州南部

に支部を設置したいと計画し、具

体的にきめるつもりであります。

○上林山榮吉君 政府並びに裁判所側

において、具体的に熱心に考慮せられ

ておりますことは感謝いたします。

地元熱意並びに廳舎、敷地等につい

て、完全な設備について、十分な態勢

が整つてゐることを勘案して、今後十

分な御努力を願うとともに、早急に実

現せらるることを希望いたします。

○角本説明員 鹿兒島の裁判所並びに

弁護士会が、熱心に盡力して、廳舎、

官舎、等にまで協力せられてゐること

は、われわれといたしまして、まことに

感謝にたえないところであります。

実現する日がいつであるかということ

は、今明確に申し上げられないのであ

ります。十分御趣旨に即ちよう、

今後とも努力いたします。

○井伊委員長 次に日程第五、兒島市

に簡易裁判所設置の請願、請願文書表

第七二二号を議題といたします。専門

調査員の御説明を願います。

○村専門調査員 請願の要旨を簡単に

申し上げます。岡山縣兒島市に簡易裁判

所を設置せんことを敬願されたもの

であります。その理由を述べますと、

第一に、兒島市は岡山縣南部の産業地

帯で、瀬戸内海の沿岸に位し、交通の便

よく、また観光地として旅人の出入多

く、人口五万余を有し、交通、文化の

中心地であります。従つて必然的に各

種犯罪増加の傾向があり、聞くところ

によれば、玉野市簡易裁判所において

取扱う犯罪事件、南兒に発生するも

のその大半を占める趣きで、交通の便

はあるが、日数と経費にむだがあり、

不便の上の不便であります。この種

事件の皆無を理想とするも、現下の社

會情勢においては、とうてい望むべく

もないので、當兒島市に簡易裁判所を

設置し、一般の利便に供せらるるよう

敬願するものであります。またその二

つとしたしましては、廳舎の確保ができ

ており、多少の手入をすれば利用可能

であります。

右事情御覽察の上、御採用相なりた

く御願ひ申し上げます。

○岡崎政府委員 ただいま御申述べに

なりました請願の御趣旨は、十分に了

承いたしました。兒島裁判所は直轄の

裁判所でありまして、國民の利害に関

係するところ多く、政府といたしまし

ても、一つの警察について一箇所の簡易裁判所を設ける予定でありました。が、現在は予算の関係上二つの警察署に一つとなつております。御指示のありましたように、児島市のごときは、玉野市の簡易裁判所まで出頭せねばならぬので、十分御不便なことは御察しするところでありまして、政府におきましては、最高裁判所と相談して、財政の許す限り御希望に副いたいとお考えをしております。何とぞ御了承をお願いいたします。

○井伊委員長 次に日程第九、宮崎市に高等裁判所支部設置の請願、請願文書表第九九号を議題といたします。紹介議員の御説明をお願いします。

○川野秀満君 今回全国の教簡所に高等裁判所支部設置の問題起り、目下九州にも設置するという御計画を承り、ぜひとも宮崎市に設置願いたく請願をいたす次第であります。

御承知の通り、宮崎縣は、日本の最南端にあり、福岡高等裁判所より地理的に一番遠隔に位置しています。關係上、上訴等の問題についても、とかく制約されがちでありまして、現在福岡高等裁判所に上訴される件数についてみましても、福岡縣四百件、佐賀縣百四十件に比して、宮崎縣はわずか六十八件にすぎないのであります。これは宮崎縣の地理的理由によるのであります。時間と経済の点から、事件は多くとも実際に上訴される件数は、少くないのであります。ゆえにこれらを考へても、地理的不便な宮崎市にぜひとも設置していただきたいと思つております。又第二の請願理由といたしましては、本縣は南九州地区の中央

部でありまして、他の三縣への交通利便の關係、經濟問題、その他の諸條件よりみましても、高等裁判所支部設置について、最も公平妥當な地と思われまします。特に現在宮崎市にある裁判所の陪審法廷が空いてをりますので、実現できますならば、明日からでも実務につけるのであります。建物の点についても便利であり、宿舎も宮崎市は戦災にかつたが、少部分であるため、まだ多く住宅があるから、ある程度了解を得ております。その他諸事情より見ましても、南九州各縣に比し、最も好條件を具備していることを確信している次第であります。従つて宮崎縣において、宮崎市に裁判所支部設置を縣議會議で一致し、高等裁判所に対して陳情を續けていた次第であります。ぜひとも御採択くださるようお願いいたします。

以上紹介議員の立場より御説明申し上げます。

○角本説明員 ただいま御紹介されました請願の御趣旨、まことに結構でありまして、われわれの調査とも符合いたしております。裁判所會議に相談いたしまして、決定したいと存じます。先般知事が來られて官舎の御心配までいただきましたことは、感謝のほかはありません。実現のため、今後とも御援助をお願いいたします。

○川野秀満君 最後一言……。今日は現実の実行が最も大切なのであります。先ほども申し述べましたように、宮崎市は、法廷、官舎も十分完備いたしておりますから、決定いたしましたならば、明日からでも実現でき得る好條件に恵まれてゐることを十分御含み願います。

○井伊委員長 次に日程第一一、釧路市に高等裁判所支部及び高等檢察廳支部設置の請願、請願文書表第九八〇号を議題といたします。専門調査員より御説明をお願いします。

○村野門調査員 本請願の要旨は、北海道地方は、高等裁判所所在地たる札幌市より遠隔の位置にあり、かつ交通がきわめて不便であり、そのために從來、上訴權の放棄が非常に多かつたのであるから、これを是正しなければならぬとして、釧路市に高等裁判所支部及び高等檢察廳支部を設置せられたいというのであります。

所在地を釧路市に設定せられたき理由としては、釧路地方裁判所の控訴事件数が從來他に比しきわめて多数に上ること、支部の人的構成は他に比し容易であること、應答は現在の地方裁判所の廳舎を併用できること、さらに地理上、交通上、政治經濟上の中心点にあること、また釧路市の人口は、現在釧路市よりも多く、かつ將來の膨脹が必須なること等であり、その理由に対する詳細な説明統計が附されております。これが本請願の要旨であります。

○岡咲政府委員 釧路市に札幌高等裁判所支部及び札幌高等檢察廳支部を設置してもらいたいという御請願の御趣旨は、ごもつとも存じます。申すまでもなく、高等裁判所の支部設置については、最高裁判所の権限に属しておりますので、最高裁判所に、よく御趣旨を傳達いたしたいと存じます。また高等檢察廳の支部は、高等裁判所支部が設置されれば、それに対応して當然考慮せらるることと存じます。法務廳と致しまして、十分研究して御趣旨にそいたいと存じます。何分の御

協力をお願い申し上げます。

○井伊委員長 次に日程第六、戸籍關係事務全般國庫負擔の請願、請願文書表第七四七号を議題といたします。専門調査員より説明をお願いします。

○村野門調査員 昭和二十二年五月「日本國憲法の実施に伴う民法の應急的措置法」及び昭和二十二年十一月十三日付司法省訓令第四号による旧戸籍法の改正並びに昭和二十三年一月戸籍法並びに同施行規則の改正により、戸籍關係事務は、根本的に大變革を來し、著増をみたのであります。その重要性に鑑み、優秀職員を増員し、戸籍事務の運営に万全を期する必要があるものであります。しかるに、これに要する経費は、各市とも人件費の著しい増嵩と、諸物件費の急騰により、別紙の通り莫大な額に上り、その財源捻出に多大の困難を來し、現下の逼迫せる都市財政事情をもつてしては、とうていこの重要な戸籍事務を円滑適正に処理致しがたき実情に當面しているものであります。政府におかれましては、右事情御察の上、何とぞよろしく都市財政の窮状に思いをいたされ、ぜひとも、本経費は全額國庫負擔方を、速やかに実施せられまうと右請願致します。

○佐藤政府委員 戸籍事務は重要な國家行政事務である。この事務が、從來市町村に委任せられ、経費はその負担となつてゐる。これは戸籍事務が市町村に密接な關係があり、財政も余裕があつたと察する。ただいまの請願にもあつたように、その事務が増加し、さらに地方財政の現状を考へるに、そのまま放置すると、地方財政の破綻を來すおそれがある。政府としても、事

務の経費の一部は國庫が負担することが必要であると思ふので、着々その準備を進めてゐる。本年度の地方税の中から、戸籍事務の経費として市町村補助に相当額を計上してあります。御了承をお願いいたします。

○井伊委員長 次に日程第二三、姦通に対する男女同罰の刑法制定に關する請願、請願文書表第一二五二号を議題といたします。専門調査員の御説明をお願いします。

○村野門調査員 この請願の要旨は、結婚生活を純潔に全うし、人権尊重を相互に保証し、合ふために、万一、妻ある者夫ある者が姦通したる場合は、同罰の刑法を受けることにあります。その理由といたしましては、さきに政府原案國會審議並びに公聽會は、新憲法の名と実とに對し、眞の洞察を行うことと薄く、當時の激烈な自由解放の風潮に押されて、一季に姦通の罰法を全廢されました。しかし遺憾ながら、現実は日を逐うて惡化に傾き、性事件続出するも、何ら制裁防止の術とならず、加うるに青年男女間に貞操觀念が次第に輕視され行く有様にて、當時憲法の理想面を支持して、一旦廢止を賛成したる者さへも、あらためて貞操問題の深く底なきを嘆くに至りました。宗教の教化力をもつてしても解決できぬことは、人生の機微に触れたる者は、うなずくところでありましよう。急ぎ民族清淨のため適度の道徳を示し、制御を促す配慮が必要と痛感いたしました。男女両者に均等の貞操義務の自覺と自愛を願う社會戒律として、同罪の刑法を制定することが必要と存じます。

務の経費の一部は國庫が負担することが必要であると思ふので、着々その準備を進めてゐる。本年度の地方税の中から、戸籍事務の経費として市町村補助に相当額を計上してあります。御了承をお願いいたします。

私は永年坂東幸太郎代議士を通じ、故法博横田秀雄先生の御唱道に従い、男子もまた貞操義務ありとの請願運動をしてまいりましたが、もはや徒らに既往の論議を墨守するものにはなく、まづたゞ現実即ち新しい請願をいたすものでございます。何とぞ御賢察をお願いいたします。

○佐藤(藤)政府委員 姦通をいかにするかと、重大な社会問題として、学界に議論の存するところでありますが、新憲法においては、男女ともに罰するかと、ともに罰しないかの、二つしか考えられないのであります。昨年政府の提出した刑法改正案においては、国会のその判断にお任せしたのであります。その結果廃止と決定したのであります。姦通罪の廃止によつて、性道徳に拍車をかけるのではないかと、政府は憂へましたのであります。が、国会が再び改正するならば、格別、現在のところ、政府といたしましては、姦通罪廃止をさらに改正する意思はありません。

○井伊委員 此の際御意見あれば、御発言願います。

○石井委員 前国会における刑法改正審議の際、本委員会において、姦通罪は男女とも罰すべからず、男女の関係は、道徳にまつものだという見地から、男女とも不罰に決定したのであります。その後の経過をみましても、法律の趣旨は普及し、互いの夫婦関係の結合、文化的な家庭の建設の行方に向いつつある折、時代に逆行する請願は、本委員会において取りあげる必要はないと思ふのであります。

○井伊委員長 次に日程第一(亀山町に

津地方裁判所支部、津地方檢察廳支部及び津司法事務局出張所設置の請願、請願文書表第四六号を議題といたします。専門調査員より説明を願います。

○村専門調査員 三重縣鈴鹿郡亀山町所在の亀山簡易裁判所及び亀山区檢察廳にそれ〴〵津地方裁判所亀山支部(家事審判所を含む)津地方檢察廳亀山支部並びに津司法事務局亀山出張所(甲号)の併設方を請願いたします。理由としまして、今春貴院におかれ

て吾人の請願御採択を賜わり当亀山町に簡易裁判所と区檢察廳が設置せらるることになりましたので、郡民一致願望の築造内容の整備を急ぎました結果、縣下の新設各地に先だつて開廳を見ましたことは、六万郡民ひとしくこれを誇りとして、感謝精かないところであります。しかるに、両廳の御取扱事項は、きわめて輕微なもののみで、

大多数の事件に關しては、依然として津市まで出向を余儀なくせられるので、現下の多端なる社会情勢と、極度に貧弱な交通條件とに鑑みて、まことに遺憾にたえません。亀山裁判所の管轄区域町村数、人口、地勢、それから交通上より見たる津管轄下での不便、なお過去一箇年間の管轄区下の事件数等よりいたしまして、何とぞ右事情御了察速やかに請願御採択くださるようお願いいたします。

○岡崎政府委員 御趣旨は十分に承いたしました。政府としては、早速最高裁判所に伝達して、考慮を願います。なお地方檢察廳設置の件は、地方裁判所を設置することができれば、考慮して請願の趣旨に副うように努力いたします。

○角木説明員 交通上の不便はお察し

いたします。できるなら支部を設置したいが、人員が不足しているから、全國の状況上、近い將來の約束は困難である。しかし人員が増加し、設置ができるなら、十分考慮いたします。右御了承願います。

(以下速記)

○井伊委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

本委員会に付託せられておりました請願の審査は、一応終了いたしました。が、何か御意見はございませんか。

○池谷委員 本日本委員会に付託せられた請願につきましては、日程第一三の姦通に対する男女同罰の刑法制定に關する請願は議院の會議に附するを要せざるものとし、その他の請願は採択の上、内閣に送付せられんことを望みます。

○井伊委員長 池谷君一君の動議の通り決するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○井伊委員長 それではさように決定いたします。

○井伊委員長 次に少年法を改正する法律案及び少年院法案を一括して議題とし、審査を進めます。――質疑はございせんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○井伊委員長 質疑はないようでございます。大体論議も盡されたので、案についての質疑はこれをもつて打ち切りたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○井伊委員長 それでは異議なしと認めまして質疑は終結いたします。討論にはいりたく存じますが、委員長の手もとに少年法の一部を改正する法律案に対する各党協同の修正案が提出せられております。

少年法を改正する法律案の修正案第三條第二項中「十八歳」を「十四歳」と改める。

第二十四條を次のように改める。家庭裁判所は、前條の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしななければならない。

一、地方少年保護委員會の觀察に付すること。

二、教護院又は養護施設に送致すること。

三、少年院に送致すること。

2 前項第一号及び第三号の保護処分においては、地方少年保護委員會をして家庭その他の環境調整に關する措置を行はせることができる。

第四十六條中(第二号)の保護処分を除く。を創る。

第六十三條第四項中、下段を次のように改める。

新法

第二十五條第一項及び第二項第三号

第二十四條第一項第一号

第二十四條第一項第二号

第二十四條第一項第三号

○石川委員 少年法を改正する法律案の修正案の修正箇所につきまして、ただいま委員長から御報告になつたのでありますが、まず第一番に、三條の二項を修正いたしました理由を申し上げたいと存じます。

したものを「十四歳」と修正するのでありますが、この点につきましては、政府委員の説明をよく承り、かつわれ〴〵において、十分の討議を盡したところでありまして、きわめて簡単に修正の理由を申し述べたいと存じます。いわゆる廣犯少年を少年法第一條の目的に副ひまして、これを矯正いたしますためには、多少の強制力の必要があると思ふのであります。全然強制力なくして第一條の目的を達することは、理想ではありますけれども、現実の狀態においては、必ずしもその實現は期し得ないと思ふのであります。殊に十四歳から十八歳の少年に至りましては、強制の力を必要とすることは、間々あらねばならないことは現実の狀態であります。またこれを實際的に施設の上より見ましても、家庭裁判所の設備となるであろうところの少年裁判所は、長く経験を経、不良の少年輔導のために、十分なる識見と力をもつておるのであります。これを十分に活用することにおいて、本法の第一條の目的を達成するの近道であると信ずるのであります。もちろん兒童福祉法に基く兒童相談所において、この目的を達成せんとすることも、われ〴〵はあえて反対するものではないと思ふ。しかしながら、兒童相談所は満足したてからまだ日が浅いのであります。十分將來設備が整いました場合には、その実績の結果、経験の結果は、これはまた法の修正を考へるというところも、必ずしも悪いことではないと存じますけれども、現実の狀態においては、本法の第三條の二項をただいま申したように修正することが、最も目的に副うゆえんであり、かつ國家の経

か。

○井伊委員 長 松木弘君。
○松本委員 民主自由党を代表いたしまして、議題になつております少年法について、ただいまお述べになりました修正案は、至極適切な修正と存じますから賛成いたします。その他は原案に賛成いたします。

○井伊委員 長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず各党協同提案の修正案について採決いたします。提案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて提案のごとく修正することに決しました。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

き構想をもつて、近く成案をみるように聞いているのでありますけれども、いくら機構をつくり設備をいたしましても、これが運営をいたす方法と、その人を得なければ、決してその効果をあげ得ないと考えておるのであります。つきましては、青少年犯罪防止に対する決議案を上げまして、これによつて政府を鞭撻し、もつてこれら青少年の犯罪防止の目的を完全に達成するようにいたしたいと考えておるのであります。なおこの問題は單に政府にのみ任しているべきものではございません。民間の強力なる団体を結成いたしまして、これと向々相まつて、いわゆる民主的に、一面において國家がこれに對して全力を傾倒すると同時に、他面において大衆もこの方面の関心を強めまして、民間の団体とともに相提携いたしまして、この目的を達成いたしたい。この趣旨によりまして、青少年犯罪防止に関する決議案を、當委員會の決議をもつて上程いたしたいと考えておるのであります。大方の御賛成を得たいと存じます。

○石川委員 社会党を代表して申し上げますが、ただいま中村委員よりの發言に對して、心から賛成するものでございませう。

○松本委員 ただいまの決議案の御趣旨には、非常に賛成であります。私は民主自由党を代表して賛成の意を表したいものでございませう。

○酒井委員 國民協同党を代表いたしまして賛成いたします。

○井伊委員 長 それでは中村俊夫君の提案にかかりますところの青少年犯罪防止に関する決議案を、當委員會から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

○井伊委員 長 それではこれに決しました。委員長においてとりはからうことにいたします。

す。

○酒井委員 國民協同党を代表いたしまして、原案に賛成いたします。

○松本委員 民主自由党を代表いたしまして賛成いたします。

○井伊委員 長 これにて討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず各党協同提案の修正案について採決いたします。提案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○井伊委員 長 起立議員。よつて本案は原案の通り決しました。

○中村俊夫委員 動議を提出いたしました。ただいま青少年法と少年院法が當委員會を通過いたしましたのでありますが、私は終戦後の青少年の犯罪の防止につきましては、まことに心配いたしておるものであります。このまゝに推移いたしますならば、あと十年先に日本の國の再建の第一線となるべきこれらの青少年が、今のまゝに放置されるならば、私は國家の將來がどんな恐ろしい方向に進んでいくかというのを思うときに、実に惘然として胸に粟を生ずる思いがいたすのであります。つきましては、さういふ昨年は兒童福祉法案が通過しまして、この四月一日から施行されておりますが、それと相まつて、ただいま通過いたしました少年法の施行と同時に、向々相まつて、これら青少年の犯罪の防止及び再犯を防ぐという方向に向つて、政府が専心努力をしなければならぬと思つております。承れば、政府においては、さらにこれらの目的を達成するために、中央少年犯罪者予防厚生委員會、並びに地方少年犯罪者予防厚生委員會のごと

○井伊委員 長 松木弘君。

○松本委員 民主自由党を代表いたしまして、議題になつております少年法について、ただいまお述べになりました修正案は、至極適切な修正と存じますから賛成いたします。その他は原案に賛成いたします。

○井伊委員 長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず各党協同提案の修正案について採決いたします。提案のごとく修正するに賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて提案のごとく修正することに決しました。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

○井伊委員 長 起立議員。よつて全会一致をもつて採決いたしました部分以外の部分について採決いたします。ただいま修正せられました部分を除いて、原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

清よりいたしまして、適當なものであると信ずるから、第三條二項の修正を考えたのであります。その他の條文の修正は、三條の二項を修正いたしました結果、原案に多少の表現及び條文整理上欠点がありますために、これを整備いたしました次第であります。以上の次第であります。満堂の御賛成をお願いいたします。

○井伊委員 長 まず少年法を改正する法律案につきまして、修正案及び原案を一括して討論に付します。池谷信一君。

○池谷委員 社会党を代表いたしまして、少年法を改正する法律案の修正案に賛成し、修正部分を除いたところの他の部分につきましては、政府の原案に賛成するものであります。

○井伊委員 長 八並議員。

○八並委員 私は民主黨を代表いたしまして、ただいまお述べになりました少年法の原案並びに修正案に賛成するものであります。少年法につきましては、現在青少年の犯罪及び不良化は、最も重大な問題であります。それに対する対策として、まことに時宜を得たものと考えるのであります。その御提案の理由につきましては、政府委員から詳細に拜聴いたしました。まことにこもつともであると思ひます。また修正案につきましても、ただいま提案の理由に御説明がございまして、まことにこもつともであります。賛成を表する次第であります。

○井伊委員 長 酒井俊雄君。

○酒井委員 國民協同黨を代表いたしまして、議題となつております少年法の修正案並びに原案に賛成の意を表します。

○井伊委員 長 次は少年院法案について討論にいたします。石川金次郎君。

○石川委員 少年院法案に賛成いたします。少年法を改正する法律案が議決せられました以上、当然のことであるがゆえに、かつ政府委員の説明を聴きまして、その御趣意をわめて妥當であると考えます。

○八並委員 民主黨を代表して賛成いたします。理由につきましては石川委員から述べたことを全部援用いたします。

○井伊委員 長 次は少年院法案について討論にいたします。石川金次郎君。

○石川委員 少年院法案に賛成いたします。少年法を改正する法律案が議決せられました以上、当然のことであるがゆえに、かつ政府委員の説明を聴きまして、その御趣意をわめて妥當であると考えます。

○八並委員 民主黨を代表して賛成いたします。理由につきましては石川委員から述べたことを全部援用いたします。

○井伊委員 長 次は少年院法案について討論にいたします。石川金次郎君。

○石川委員 少年院法案に賛成いたします。少年法を改正する法律案が議決せられました以上、当然のことであるがゆえに、かつ政府委員の説明を聴きまして、その御趣意をわめて妥當であると考えます。

○八並委員 民主黨を代表して賛成いたします。理由につきましては石川委員から述べたことを全部援用いたします。

○井伊委員 長 次は少年院法案について討論にいたします。石川金次郎君。

○石川委員 少年院法案に賛成いたします。少年法を改正する法律案が議決せられました以上、当然のことであるがゆえに、かつ政府委員の説明を聴きまして、その御趣意をわめて妥當であると考えます。

○八並委員 民主黨を代表して賛成いたします。理由につきましては石川委員から述べたことを全部援用いたします。

向の進んだ者を收容する。医療少年院には心身に著しい故障のある十四才以上二十六才未満の者を收容する。

さて少年院における矯正教育の一部は学校教育法による教育と同一である。従つて文部大臣と常に密接な連絡を保つ必要がある。且つその勸告に従つて教育の進歩を図つてい

次に少年院においては、果進過主義を採用している。又收容者の年齢の限度を一応二十才と定め、原則として二十才で退院させるが、超えても二十三才以上となつてはならないことになつてゐる。以上が原案提出の理由とその内容である。

二、議案の可決理由

少年院法に関する問題は遡つて少年法に淵源している。本案は少年法と相並んで少年犯罪の特殊性に鑑み、且つ青少年の健全なる育成を重視する観点よりこれを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和二十三年七月三日

司法委員長 井伊 誠一

衆議院議長松岡鈞吉殿

少年法を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一、議案の要旨

最近少年の犯罪が増加している。この際少年に対する刑事政策的見地から構を新たに少年法の全面的改訂を企て、以て少年の健全な育成を期さなければならぬ。今回の少年法改正の重要な点をあげれば次の通りである。

第一に、少年に対する保護処分は裁判所が行うようにしたことである。即ち行政官廳たる少年審判所が少年院送致その他の強制的な処分を行うことは憲法の精神に違反するものといわねばならぬ。従つて少年審判所を裁判所に改め、これを最高裁判所を頂点とする裁判所組織の中に組み入れるのは当然のことである。

第二に、少年の年齢を二十歳に引き上げたことである。即ち最近の犯罪青少年の傾向をみると、二十歳位までの者に特に増加と悪質化が顯著であつて二十歳位の者は未だ心身の發育が十分でなく、環境の影響を受け易いことを示しているのであるが、このことは彼らの犯罪が深い悪質に根ざしたものでなく、これに対して刑罰を科するよりは、むしろ保護処分によつてその教化を図る方が適切である場合を意味している。よつて思ひきつて少年の年齢を二十歳に引き上げたのである。

第三に、少年に対して保護処分を行うか刑事処分を科するかを裁判所が判断するようにしたことである。即ち今回の改正においては一切の少年の犯罪事件が警察又は検察廳から家庭裁判所に來て、家庭裁判所が訴追を必要と認めるときは、これを檢察官に送致するようになつてゐるのである。しかもこの檢察官への送致は、十六歳未満の少年については絶対に認められぬ。送致を受けた檢察官は送致された事件について犯罪の嫌疑があれば、原則としてこれを起訴しなければならぬ。

第四に、児童福祉法との関連に留意したことである。即ち児童福祉法によつて行ふ福祉の措置は、犯罪少年と虞犯少年とに及ばず、又それが行政機關によつて行われる限り、強制力を用いることができないのである。これらの諸点において家庭裁判所の関与する余地がある。このように少年保護の各機關が相互に協力しつつ少年の福祉を図ることが望ましいわけである。

第五に、保護処分の内容を整理したことである。即ち今回の改正においては保護処分の決定と執行とを分離し、一度裁判所が保護処分を決定したら、その後の執行は全部執行機關に一任することにしたのである。その代り決定に慎重を期するため、從來輕い処分として規定されてゐたものを多少内容を修正して決定前の措置に切り替へたのである。

第六に、抗告を認めたことである。即ち今回の改正においては人権尊重の趣旨に則り、特に高等裁判所に対して保護処分に対する不服申立を認めただのである。

第七に、少年の福祉を害するような成人の刑事事件を家庭裁判所が取り扱うことにしたことである。元來少年不良化の背後には成人の無理解や不当な処遇がひそんでゐることが多い。かような成人の行爲が、犯罪を構成する場合には、その刑事事件は少年に理解のある家庭裁判所がこれを取り扱うことが適當である。何となればかような成人の刑事事件は少年事件の取調によつて發覺することが多く、その証拠も大体共通だからである。

二、議案の修正議決理由

第一に、少年は次代の國民であつて、少年犯罪を看過することは國民類縁の傾向に眼を盜ることは國民新日本建設のためには、その根源として青少年の健全なる育成を重視しなくてはならない。少年法の全面的改正は、この機会において當然に是認されることである。しかし改正の重要な点もまた從來の少年法問題において解決できなかったものを一挙に解決又は着手せんとしたものであり、その方法はアメリカの先例により成功した方法を參照してゐる。この点において論議すべき問題は少いのである。

第二に、青少年育成の行政系統からいへば相當の問題がある。殊に児童福祉法と少年法との関係、厚生省の児童相談所と法務廳系統の家庭裁判所の関係は複雑であつて、一片の理想論でも、伝統的經驗論でも、とに解決されないものである。政府原案によれば十八歳未満のものは都道府縣知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り家庭裁判所は審判することができることになつてゐる。かくの如きは児童相談所の將來の發展を期待する理想論に過大評價をなすものである。家庭裁判所の前身たりし少年審判所の現在及び過去の伝統的実績に對し過小評價をしてはならない。少くとも現存の問題として巷に氾濫する不良青少年の問題を早急に解決せんとするならば、愛の他に強制力を必要とするとは何人も異論のないところである。本委員会はこの点に鑑み、政府原案の行政系統を覆すことなく、その年齢を十八歳から十四歳に低下することに

よつて一応この問題を解決したのである。即ち第三條第二項において十四歳に改め、第二十四條において十四歳未満の少年を児童相談所に送致する必要なしと修正したのである。少年法を改正する法律案は以上の経過をたどつて別紙のごとく修正議決せられた次第である。右報告する。

昭和二十三年七月三日

司法委員長 井伊 誠一

衆議院議長松岡鈞吉殿

（小字及び一は修正）

少年法を改正する法律案の一部を次のように修正する。

（審判に付すべき少年）

第三條 次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

一 罪を犯した少年及び十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行爲をした少年

二 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、將來、罪を犯す虞のある少年

（イ）保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。

（ロ）正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。

（ハ）犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又は、かかわしい場所に入出入りすること。

（ニ）自己又は他人の徳性を害する行爲をする性癖のあること。

2 家庭裁判所は、前項第二号に掲げる少年で十八歳に満たない者については、都道府縣知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる。

（判事補の職権）

五

第四條 第二十條の決定以外の裁判は、判事補が一人でこれを行うことができる。

(管轄)
第五條 保護事件の管轄は、少年の行爲地、住所、居所又は現在地による。

2 家庭裁判所は、保護の適正を期するため特に必要があると認めるときは、決定をもつて、事件を他の管轄家庭裁判所に移送することができ

3 家庭裁判所は、事件がその管轄に属しないと認めるときは、決定をもつて、これを管轄家庭裁判所に移送しなければならない。

(保護処分決定)

第二十四條 家庭裁判所は、前條の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。

一 十四歳に満たない少年については、これを児童相談所に送致すること。

二 満十四歳以上の少年については、次の処分を行うこと。

(イ) 地方少年保護委員会の観察に付すること。

(ロ) 児童相談所に送致すること。

(ハ) 教護院又は養護施設に送致すること。

三 (ニ) 少年院に送致すること。

2 前項第一号イ及び二の保護処分は、地方少年保護委員会をして家庭その他の環境に關する措置を行はせることができる。

処分においては、地方少年保護委員会をして、家庭その他の環境調

整に關する措置を行はせることができる。

(保護処分の効力)

第四十六條 罪を犯した少年に対して第二十四條第一項の保護処分(第二号ロの保護処分を除く)がなされたときは、審判を経た事件について、刑事訴追をし、又は家庭裁判所の審判に付することはできない。

(経過規定)

第六十三條 この附則で「新法」とは、

旧法第三十七條

第一項第一号から第四号までの処分

第二項の処分

4 旧法第四條第一項第五号から第九号までの保護処分は、次の例に従い、これを新法第二十四條又は第二十五條の規定によりなされたものとみなす。

旧法第四條

第一項第五号(保護団体に委託する保護処分を除く)及び第九号の保護処分

第一項第五号中保護団体に委託する保護処分及び第六号の保護処分

第一項第七号の保護処分

第一項第八号の保護処分

5 前二項に規定するものの外、旧法の規定によりなされた処分は、この法律の相当規定によりなされたものとみなす。

恩赦に關する請願(請願者仙台市新寺小路五十番地加納榮蔵)(庄司一郎君紹介(第一八五号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
新憲法に則して恩赦法が制定されたが、まだある特殊の罪質罪名の受刑者については、いかに改心して更生生活に入つても、この恩典に浴することができない、ついでに恩赦の大慶をこれらの者にも平等に与え

この法律による改正後の少年法をい、旧法」とは、従前の少年法(大正十一年法律第四十二号)をいう。

2 この法律施行の際少年裁判所に係属中の事件は、これを家庭裁判所に係属したものとみなす。

3 前項の場合において、旧法第三十七條の規定によりなされた処分は、次の例に従い、これを新法第三十七條の規定によりなされた措置とみなす。

新法第三十七條

第一項第一号の措置

第一項第二号の措置

新法第二十四條第一項第一号から第九号までの保護処分は、次の例に従い、これを新法第二十四條又は第二十五條の規定によりなされたものとみなす。

新法

第二十五條第一項及び第二項第三号

第二十四條第一項第二号

第二十四條第一項第二号

第二十四條第一項第二号

二、請願の議決理由
政府の説明によれば刑の言渡後一定期間を経過すれば恩赦その他の特殊の罪質罪名の者でも本人より恩赦を願ひ出ることができるとのことであるが、本委員会は改後の情勢著なるものについては、特殊の罪質罪名の名のもとに恩赦を制限すること、できるだけ避けることが必要であることを認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認め

右報告する。

昭和二十三年七月四日

司法委員長 井伊 誠一

衆議院議長松岡剛吉殿

輕犯罪法制定に關する請願(請願者東京都千代田区大手町東京建設局内日本都市美協會長淺澤秀雄、星島二郎君外二名紹介)(第九七五号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

荒廢した戦後の都市の美観を護るために、許可なくして橋梁、鉄道橋脚並に公共建造物にはり紙し、又は橋梁、路上において物賣り宣伝し、又公共緑地、橋台地の緑地内に仮設物並びに廣告看板等を設置してはならないという規定を輕犯罪法中に追加されたいものである。

二、請願の議決理由

輕犯罪法の第一條第三十三号により、みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をすることを禁じてあり、公務員の監督により不当なはり札はないと思はれるが、請願の趣旨は充分諒解せられるので、本委員会は本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認め

右報告する。

昭和二十三年七月四日

司法委員長 井伊 誠一

衆議院議長松岡剛吉殿

宮崎市に高等裁判所支部設置の請願(請願者宮崎市長荒川岩吉外一名、川野芳清君紹介)(第九六九号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎縣は福岡高等裁判所より地理的に一番遠い地にある關係上、上訴等の問題についても従来時間と経済の点において制約されがちで、種々不利不便が多かつた、ついでに南九州地区の中央部にあり、戦災より免れて設備にも恵まれていた宮崎市に高等裁判所支部を設置されたいのである。

九州南部に高等裁判所支部を設置することは緊急の必要があると認められる、本委員会は國家の財政、訴訟状況その他の諸事情を考慮の上、裁判所の綜合的配置計画の順に照し、宮崎市を優先的に取り扱うことが適當であると認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、高等裁判所支部の設置は最高裁判所の所管に属するが、請願の趣旨を最高裁判所に伝達するという政府の説明を諒とし、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認め

右報告する。

昭和二十三年七月四日

司法委員長 井伊 誠一

衆議院議長松岡剛吉殿

鹿兒島市に高等裁判所支部設置の請願(請願者鹿兒島縣會議議長増田靜)(上林山榮吉君紹介)(第八七五号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的

裁判所法第二十二條第一項に規定する高等裁判所支部設置に當り、鹿兒島縣の人口並に地理的環境に鑑み、鹿兒島市に福岡高等裁判所の支部を設置されたいのである。

二、請願の議決理由

九州南部に高等裁判所支部を設置することは緊急の必要があると認められる。本委員会は國家の財政、訴訟狀況その他の諸事情を考慮の上、裁判所の総合的配置計画の順に照し、鹿児島市を優先的に取り扱うことが適当であると認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、高等裁判所支部の設置は最高裁判所の所管に属するが、請願の趣旨を最高裁判所に伝達するという政府の説明を諒とし、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

鹿児島市に簡易裁判所設置の請願
(請願者岡山縣兒島市味野町味野警察組合議長佐々木忠友外四名)(多賀安郎君外一名紹介)(第七二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山縣兒島市は縣南部の産業地帯で、交通及び文化の中心地であり、又観光地として旅人の出入も多く、各種の犯罪は増加の傾向にある。しかるに本地方の事件は玉野市簡易裁判所において取り扱うため、輕微な事件でも数日を要し、無用な経費を費している。ついで地方民の利便のため本市に簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
兒島市に簡易裁判所を設置する。

第一類第四号

司法委員會議錄

第四十九号

昭和二十三年七月三日

とは必要であるから、國の財政、訴訟狀況その他の事情を考慮して速かに設置すべきことを認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、簡易裁判所の設置は最高裁判所の所管に属するが、請願の趣旨を最高裁判所に伝達するという政府の説明を諒とし、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

龜山町に津地方裁判所支部、津地方檢察廳支部及び津司法事務局出張所設置の請願(請願者三重縣鈴鹿郡龜山町長石川豊記外十三名)(田中久雄君紹介)(第四六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昨春三重縣龜山町に簡易裁判所と區檢察廳が設置されたが、兩廳の取扱事項は極めて輕微なもののみで大多数の事件に關しては依然として津市まで出向をしなければならぬので、現下の多端なる社會情勢と、極度に貧弱な交通條件とに鑑み誠に遺憾に堪えない。ついで該町に津地方裁判所龜山支部、津地方檢察廳龜山支部及び津司法事務局龜山出張所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
請願の趣旨は尤もであるから、本委員会は國の財政、訴訟的狀況その他の事情を考慮して、総合的配置計画の順に照して可及的速かに龜山町に津地方裁判所支部、津地方檢察廳

支部及び津司法事務局出張所設置の必要があることを認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、地方裁判所支部の設置については最高裁判所の所管に属するが、請願の趣旨を最高裁判所に伝達するという政府の説明を諒とし、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

姦通に対する男女同罰の刑法制定に關する請願(請願者川崎市登戸千二百六十二番地碧川カタ子(坂東幸太郎君紹介)(第二二五二号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
新憲法實施に伴ひ姦通の罰法は全廢されたが、現實の有様は日を追うて惡化し、性事件が續出してゐるが、これに対する制裁及び防止の術が全くなく、しかも青年男女間に貞操觀念が次第に輕視されて行きつゝある。ついで姦通に対し男女同罰者に均等の貞操觀念を植へつけるため、同罰の刑法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由
前國會刑法改正審議の際、男女關係は専ら道德にまつべきもの等との見地より姦通罪は男女とも罰せずとの決定をみてをり、本委員会は今にわかに改むべき理由を認めないの

で、本請願はこれを議院の會議に付するを要せざるものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

伊丹市に拘留所支所設置の請願
外一件(請願者尼崎市長六島誠之助外三名)(後藤悦治君外一名紹介)(第二三八八号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
神戸地方裁判所並びに神戸地方檢察廳伊丹支部においては、尼崎警察署の留置場を代用監獄として使用しているが、同留置場は極めて狭小且つ施設不完全であるため、基本的人權尊重の主旨に反するばかりでなく、又同支部と尼崎の留置場とは極めて交通の便が悪い。ついで伊丹市に神戸拘留所の支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
伊丹市の事情に鑑み同地に拘留所支部を設置することは必要であるから、本委員会は國家財政の許す限り可及的速かに拘留所支部を設置すべきことを認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十三年七月四日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

釧路市に高等裁判所支部及び高等檢察廳支部設置の請願(請願者釧路市長佐藤宏平外十九名)(伊藤輝一君外一名紹介)(第九

八〇号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北北海道地方は高等裁判所の所在地たる札幌市から遠隔の地にあり、且つ鐵道交通は極めて不便であるため、從來上訴権を放棄するものが少なくないと思はれる。ついで同地方の中心地である釧路市に札幌高等裁判所支部及び高等檢察廳支部を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
釧路市の事情に鑑み、同地に高等裁判所支部及び高等檢察廳支部を設置する必要は充分認められるから、本委員会は國の財政、訴訟狀況その他の事情を考慮し、可及的、優先的に設置の要あることを認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、高等裁判所支部の設置については最高裁判所の所管であるが、請願の趣旨を最高裁判所に伝達するという政府の説明を諒とし、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十三年七月四日
司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

岩井町に簡易裁判所及び檢察廳設置の請願(請願者鳥取縣岩井郡岩井町長成瀬彌太郎外一名)(庄司吾男君紹介)(第六一五号)に關する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取縣岩井郡岩井町は昔から温泉街として世に知られ、警察署、登記所、郵便局等、國家行政機關の分廳

もあつて、新設せんとする簡易裁判所及び檢察廳は、これと最も密接な關係を有する岩井警察署所在地たる岩井町に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩井町に簡易裁判所及び檢察廳設置の必要は充分認められるから、本委員会は國の財政、訴訟狀況その他の事情を考慮し、総合的配置計画の順に照して可及的速かに設置の要あることを認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、簡易裁判所の設置については最高裁判所の所管であるが、請願の趣旨を最高裁判所に伝達するといふ政府の説明を諒とし、本請願は議院において、採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

戸籍事務公吏を官吏に登用の請願（請願者長野縣上伊那郡伊那町大字伊那八千三百九十番地細田光雄外七名）（今村忠助君紹介）（第八二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國の行政事務たる登記事務は國の官吏をして司法行政の監督下にその万全を期しているにかかわらず、同じく司法行政の監督下にある戸籍事務は市区町村長の管掌に属するので、その担当者は他の事務を兼務しなければならぬ状況にあり、殊に最近戸籍事務の重要性は益々増大し

ているので、登記事務と同様、市区町村吏員を國家の官吏に登用して戸籍事務の万全を圖られたいというのである。

二、請願の議決理由

戸籍事務公吏を今直ちに官吏にすることは甚大な國庫負担となる、のみならず現在の官吏制度における系列の点にも問題がある、しかしながら戸籍事務と不動産登記事務とは人間と土地家屋等との差違のみであつて、その事務の性質は同じなので、本委員会は戸籍公吏が官吏と同じく身分保障その他において安心感を得るような線に進むべきことであることを認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

輕犯罪法制定に関する請願（請願者全日本産業別労働組合會議議長宮道三林郎君紹介）（第六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

輕犯罪法は労働市民の民主的勢力を彈圧する手段として適用されたものであるから、その制定実施に際しては、（一）労働運動、農民運動その他一切の民主的運動に対して適用しないこと、（二）その趣旨を警察官、司法機関に徹底し、不法検束、留置に対して直ちに釈放の手続をとること等の保証を与えられたいというのである。

二、請願の議決理由

輕犯罪法については既に本法の中に第四條を設けて一応立法上の措置を終つてゐるのであるが、社会不安が明るい方向に向つて行き、國民の公憤心が向上すれば、輕犯罪法的大部分は必要がなくなるものであり、又請願の趣旨を關係各機関に徹底せしめる必要があることを認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した。なお、議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿

戸籍關係事務費國庫負担の請願外一件（請願者神戸市長小寺謙吉外四名）（小川半次君紹介）（第七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年一月一日改正民法施行に伴い、戸籍關係事務は根本的に大變革を來し、これが運営に万全を期するため職員を増加する必要があるが、現在の地方財政では容易でないから、これに要する経費を全額國庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

戸籍事務の費用は國家において負担することが望ましいのであるが、現下の國家財政の下では困難である、政府は地方経費援助額の中に計上努力しているが、本委員会はなお漸を追つて全額國庫負担に進むことが妥當であると認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと認める。

のと議決した。なお、議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

司法委員長 井伊 誠一
衆議院議長松岡駒吉殿